

推進協議会構成メンバーの出席状況

		平成13年度 4回	平成14年度 4回	出席率 全8回
全体出席率		37 / 48 77.1%	43 / 56 76.8%	80 / 104 76.9%
地域保健		8 / 12	14 / 16	78.6%
	安芸市	3	3	75.0%
	北川村	2	3	62.5%
	保健所	3	4	87.5%
	住民代表	—	4	100%
職域保健		16 / 20	16 / 24	72.7%
	社会保険事務所	4	4	100%
	事業所J	3	4	87.5%
	事業所N	4	2	75.0%
	産業保健センター	1	2	37.5%
	労働基準監督署	4	2	75.0%
	勤労者代表	—	2	50.0%
他の関係者		13 / 16	13 / 16	81.3%
	医師会	3	1	50.0%
	健診機関	4	4	100.0%
	学識経験者1 (会長)	4	4	100.0%
	学識経験者2	2	4	75.0%

②推進協議会の機能について

ア 検討課題の出し方について
事前に会長と検討し、事務局主導型で提案。

イ 規則の作成

- ・平成13・14年度 生涯を通じた健康づくり支援モデル事業実施要綱
- ・生涯を通じた健康づくり支援モデル事業—健康診断情報に関する取扱い規定
- ・生涯を通じた健康づくり支援モデル事業への協力のお願ひ（健康政策課長）
- ・生涯を通じた健康づくり支援モデル事業への協力の同意書—事業所用
- ・生涯を通じた健康づくり支援モデル事業への協力の同意書—個人用
- ・高知県健康情報標準化推進協議会設置要綱
- ・職域健診情報提供システム開発等委託契約書
- ・職域健診情報データベース整備業務委託契約書（含む「個人情報取扱特記事項」）

- ・健康づくり支援システム機能拡充委託契約書

ウ 具体的な検討成果

- ・職域健診データを5年間継続したデータとして、受診者へ提示した。

③推進協議会の運営の責任機関名：平成13年度 高知県健康福祉部健康政策課
(平成14年度課名のみ変更：健康増進課)

④推進協議会の運営に関する推進要因、問題点及び課題

ア 推進要因

・高知県の他の保健所管内で、地域と職域連携の推進協議会を保健所が企画して実施していた。県及び保健所職員は、協議会運営の経験が既にあった。

・産業保健活動を支援している大学の研究者がキーパーソンとして存在した。

・医師会長が、事業所の産業医をしており、推進協議会に協力的であった。高知医大甲田教授が、日頃より産業保健活動として地域の事業所を支援していることが、推進協議会の構成員の決定や会を推進する大きな要因となった。

農業協同組合は、日頃より甲田教授の支援を受け、甲田教授の推薦により参加した。

ニッポン高度紙工業株式会社は、日頃より甲田教授の支援を受け、また医師会長が産業医を勤めている事業所であり、両者の推薦により参加した。

・労働基準監督署の署長が、産業保健活動に理解があった。

労働基準監督署の署長は、大阪で産業保健と連携した活動を行った経験がある。

イ 問題点及び課題

・健診情報の取り扱いにおける、同意を得る方法が明らかにされていなかったため、ルールづくりから話し合わなければならなかった。

・各人の参加役割とメリットが明らかでない中で、参加がなされたメンバーもいた。

最後まで、社会保険事務所の立場役割が不明確であった。

・討議の内容（法的なことやコンピューターシステムのセキュリティなど専門的な内容）によっては、主体的な参加が難しいものもあったので、段階的に参加者を加えていった方がスムーズであったかもしれない。

⑤推進協議会の議事録内容

- 第1回：平成13年10月23日：モデル事業実施について、スケジュールの検討
- 第2回：平成13年11月12日：健康診断情報の活用（標準化）、健康づくり事業の共同実施企画
- 第3回：平成13年12月11日：健康診断情報取り扱いルールづくり、同意取得
- 第4回：平成14年3月13日：報告書案、共同実施、システム運用状況について
- 第5回：平成14年8月8日：平成14年度実施予定
- 第6回：平成15年1月29日：実施事業の成果及び課題、報告書案
- 第7回：平成15年3月3日：報告書骨子について
- 第8回：平成15年3月10日：報告書案について

4) 健診情報管理総合化のためのシステムについて

①モデル事業で使用したソフトウェアの所有者名

職域健康診断情報システム概要（(財)高知県総合保健協会）
協会にて健診データを規定のレイアウトに変換
問診項目（基本健診に合わせた問診項目）の追加入力画面の作成
アンケート項目の追加入力画面の作成

②システム開発の経費

委託経費 8,401,634円（13年度）
（協力依頼・同意取得事務委託分含む）
拡充分 6,174,000円（13年度）
整備分 6,950,329円（14年度）
（協力依頼・同意取得事務委託分含む）

・補助金以外での出費の有無

事業以前から、(財)高知県総合保健協会では県下の職域健診、老人保健法健診の多くを引き受けており、データの取り扱いについての経験を有していた。

高知県では、健康づくり支援事業、高知県保健医療福祉情報システム、過疎地等における保健・福祉情報通信プロジェクトを実施しており、国、県の財源を事業に投入していた。

③システム運用のための経費

運用は、補助金事業でカバーしていた。

- ④モデル事業実施期間終了後の運用予定、調査時点の運用状況
県の事業として、健康年齢評価事業を継続する。
地域診断事業については、データベースの維持管理について検討中である。

⑤システム開発及び運営における推進要因、問題点及び課題

ア 推進要因

- ・総合保健協会が県下の健診事業に精通し、実施を担当していた点
- ・平成7年度からの高知県保健医療福祉情報システムが先行していた点

イ 問題点

- ・データベースの維持運用体制
- ・地域診断の活用に関する理解の向上
- ・問診項目の統一 老人保健法と労働安全衛生法の目的の相違
- ・所見データの統一

5) 健康管理総合化モデルシステム等の健診情報の取り扱いについて

①健康情報を取り扱う際の本人同意取得について

ア 同意取得のレベル

職域：個人同意取得の前提として事業者の同意書を得た。

地域：市は個人へ電話で同意を得て、本人の依頼によりモデル事業へデータを送付した形をとった（実際は、市から総合保健協会へ了解の連絡を行う）。

イ 同意を得る上での苦勞

- ・先に事業者の同意書が得られたものは支障がなかったが、個人の同意は得られたが事業者の同意が得られず、対象から外したものがあつた。
- ・平成13年度は、健診終了後であつたため、個人の同意書を得るのに事業所担当者が従業員の出先へ出向しなければならなかつた（小規模事業所が多い）。

②健診情報を利用する際の個人情報の取り扱いについて

相互活用における健診情報の保存年限

今回のモデルでは、終了したところで保存終了の形をとる。

③健康管理総合化システム自体のセキュリティについて

・社内 LAN に外部ネットを繋いでいなかった（結果的にウィルス予防対策となつた）。

- ・システム取扱者の限定

④健診情報の保存期間

- ・事業者の保存期間は5年間。